

大和市監査委員告示第13号

平成31年4月26日付け大和市監査委員告示第10号をもって公表した市長室に対する監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年5月31日

大和市監査委員 木原英和

大和市監査委員 古谷田力

監査の結果	措置の内容
<p>(秘書総務課) 非常勤職員の賃金支払に関する事務において、通勤費を支給していないものがあつた。</p> <p>(危機管理課) 収入調定に関する事務において、調定が遅延しているものがあつた。</p>	<p>(秘書総務課) 平成30年度内に支給した。非常勤職員勤務実績報告書について、あらかじめ4月と10月に交通費を入力したフォーマットを作成した。</p> <p>(危機管理課) 債務が生じた段階で調定を行うよう、正副担当職員及び係長、課長による確認を徹底する。</p>